

# ■ 気象警報発表時等における保育の実施について【第5版】～ 保育所・認定こども園・地域型保育施設版～

(令和8年5月29日から適用)

## □ 避難情報の警戒レベル3以上が発令された場合

登園前 / 登園中に発令された場合	登園を見合わせて、安全な場所に避難をしてください。
登園後(保育中)に発令された場合	原則、全ての保育活動を中止し、各園から保護者の皆様に園児のお迎えを依頼します。
前日午後7時から当日午前7時までに発令が解除された場合	午前8時30分から保育を開始します。(給食の提供アリ)
当日午前7時から午前11時までに発令が解除された場合	午後1時から保育を開始します。(給食の提供ナシ)
当日の午前11時以降に発令が解除された場合	臨時休園とします。

※警戒レベル3以上の発令が解除された後も各園の状況に応じて、臨時休園等の措置を行う場合があります。その際は、各園からメール配信システム等を通じて保護者の皆様に連絡します。

## □ 防災気象警報(暴風警報・暴風雪警報・危険警報(大雨・氾濫・土砂災害)・特別警報(大雪・大雨・氾濫・土砂災害・暴風・暴風雪))が発表された場合

登園前 / 登園中に発表された場合	登園を見合わせて、安全な場所に避難をしてください。
登園後(保育中)に発表された場合	原則、全ての保育活動を中止し、各園から保護者の皆様に園児のお迎えを依頼します。
前日午後7時から当日午前7時までに警報が解除された場合	午前8時30分から保育を開始します。(給食の提供アリ)
当日午前7時から午前11時までに警報が解除された場合	午後1時から保育を開始します。(給食の提供ナシ)
当日の午前11時を過ぎてから警報が解除された場合	臨時休園とします。

※その他の警報(大雨・洪水・大雪警報等)が発表された場合については、原則、通常保育を行います。各園の状況に応じて、臨時休園等の措置を行う場合があります。その場合は、各園からメール配信システム等を通じて保護者の皆様に連絡します。

## □ 震度5弱以上の地震が発生した場合

※翌日以降の保育の実施については、施設の点検や安全確認を行った上で判断をします。休園等の措置を行う場合は、各園からメール配信システム等を通じて保護者の皆様に連絡します。

登園前 / 登園中に発生した場合	臨時休園とします。
登園後(保育中)に発生した場合	原則、全ての保育活動を中止し、各園から保護者の皆様に園児のお迎えを依頼します。